

令和8年度 豊橋市立芦原小学校

# いじめ防止基本方針

令和8年4月1日改訂

## 豊橋市立芦原小学校いじめ防止基本方針

### 1 いじめの防止についての基本的な考え方

本校では教育目標を「つよく たかく あたたく」と掲げている。学習、特別活動そして道徳など、学校生活のあらゆる場面で強い心や体で強く生きぬける力、そして考えて行動する力、いのちを尊び助け合い励まし合って生きる温かい心を育てたいと考えている。

児童が多くの関わりをもちながら育つ場である学校では、児童間でトラブルが起こりうる。本校でも、児童やその保護者がいじめであると感じる事案は起こり得ると認識する。いじめはいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めたいと考えている。

### 2 いじめ防止対策組織

この組織として、本校においては「生活サポート委員会」がその役割を担う。いじめにつながりうるささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。月1回児童理解のために全教職員参加で全体会を開催する。各学級担任、養護教諭が気になっている子どもや事案について報告し、職員全員が情報共有していく。その後、必要に応じ「生活サポート委員会」を開き、事案について検討し、対策を考えていく。

「生活サポート委員会」は、校長、教頭、教務主任、校務主任、生活サポート主任、生徒指導主任、保健主事、養護教諭、学年主任、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー等で構成する。なお、生活サポート委員会の構成員の複数が集まった「生活サポート小委員会」を開き、事案について検討し対策を考える場合もある。

#### (1) 「生活サポート」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・生活アンケートや親子生活アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・生活アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。対策の検討結果については、情報共有を図り、全教職員で対応できるようにする。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置(いじめ事案への対応)

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、生活サポート委員会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

### 3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

この基本方針と豊橋市教育委員会策定の「いじめの予防、早期発見・早期対応マニュアル」および「子どもの自殺予防マニュアル」をもとに取り組んでいく。

#### (1) いじめの未然防止の取り組み

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 「性的マイノリティ」である児童や、見かけや憶測から「LGBT」のようだとされる児童に対して、いじめの対象にならないよう慎重な配慮が必要となるため、職員が確かな人権感覚をもち、偏見をなくすとともに、性別に関わる冗談やからかいを慎むように心がける。
- カ 児童がストレスをためないように、教師がわかる授業に努めたり、人間関係を把握したりするように努める。相談活動や運動、読書を推進し、ストレスに適応できる力を育む。
- キ 学級活動や児童会活動を充実させ、自己肯定感や自己有用感を育む。
- ク 児童に「いじめは絶対に許さない」という強い信念をもたせることで、いじめをやめさせたいという思いを育み、児童の自主的な「自浄力」を高める。
- ケ プチハッピー見つけやハッピーワードなどレジリエンス教育に取り組み、たくましくしなやかな心を培いながら、穏やかな人間関係を築く態度を育てる。

#### (2) いじめの早期発見の取り組み

- ア 生活アンケートを全学年で毎月実施する。とくに6月、11月、2月は、保護者も対象とした親子生活アンケートを実施し、いじめの把握に役立てる。また、アンケートを受けて学級担任による教育相談を実施し、児童の悩みや人間関係のゆがみを把握する。生活サポート委員会(場合により、生活サポート小委員会)で事案について検討し、対応について決める。その後、全職員が共通理解して対応を進めていく。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 生徒指導部が生活アンケート作成</li><li>② 担任による配付</li><li>③ 児童による記述(6月、11月、2月は家庭で保護者とともに記述)</li><li>④ 担任による集約、教育相談</li><li>⑤ 生活サポート委員会での内容把握、対応の検討、役割分担</li><li>⑥ 事案についての対応、結果の検証</li></ul> |
|---|

- イ 日常的に学校生活の中の児童の様子に目を配り、交友関係や悩みを把握したり変化をつかんだりする。児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ウ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- エ スクールカウンセラーや臨床心理士、外部の相談窓口を全児童と保護者に紹介し、相談しやすい環境を整える。また、必要に応じて相談活動を実施する。

### (3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら、「生活サポート委員会」を中心に組織的に対応する。

- ① いじめの発見、通報
- ② 児童の安全の確保 生活サポート委員会での対応開始  
※場合により、生活サポート小委員会での対応
- ③ 生活サポート全体会で情報を共有 全教職員での対応
- ④ 関係児童からの事情の聞き取り いじめの有無の確認
- ⑤ 校長:学校の設置者に報告
- ⑥ 子ども、家庭への対応
  - ・加害児童の保護者に連絡
  - ・いじめをやめさせる徹底的な対応(教職員、家庭、地域、友人との連携)
  - ・特別な指導計画による指導 ・出席停止 ・警察との連携等
- ⑦ 再発防止のための対応
  - ・児童及び保護者へのケア ・学級及び学年への全体指導 ・教職員への指導

イ いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりをもち、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。被害児童を守り通すという姿勢で対応する。いじめをきっかけに欠席する児童が出た場合、生活サポート委員会で検討し、児童の学習の確保、別室での学習などの措置、カウンセリングの設定など、児童が安心して学習できるよう対応していく。

※いじめを理由に三日休んだ場合は、市教委に報告をする。

ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、必要に応じて警察、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団となるようにはたらきかける。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察等とも連携して行う。

キ 他校の児童生徒に関する場合は、学校間で連絡、情報を共有し合いながら対応する。

## 4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「いじめ早期発見・対応マニュアル」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「芦原小学校いじめ調査委員会」を設置し、事案に応じてスクールカウンセラー、臨床心理士や教育相談員を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。
- (4) 関係機関との連絡を取り、加害・被害双方の児童や保護者の心のケアに努める。

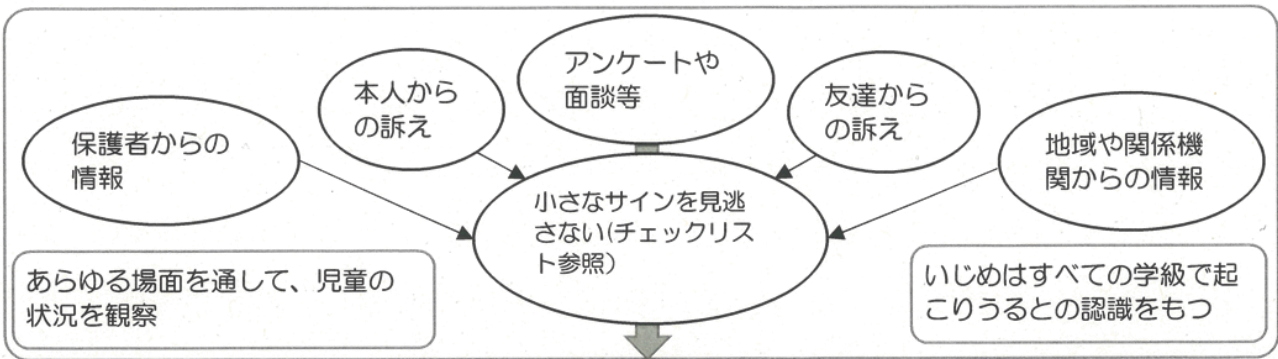
## 5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル(PLAN→DO→CHECK→ACTION)で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取り組みの評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめに関する取り組みの検証を行う。

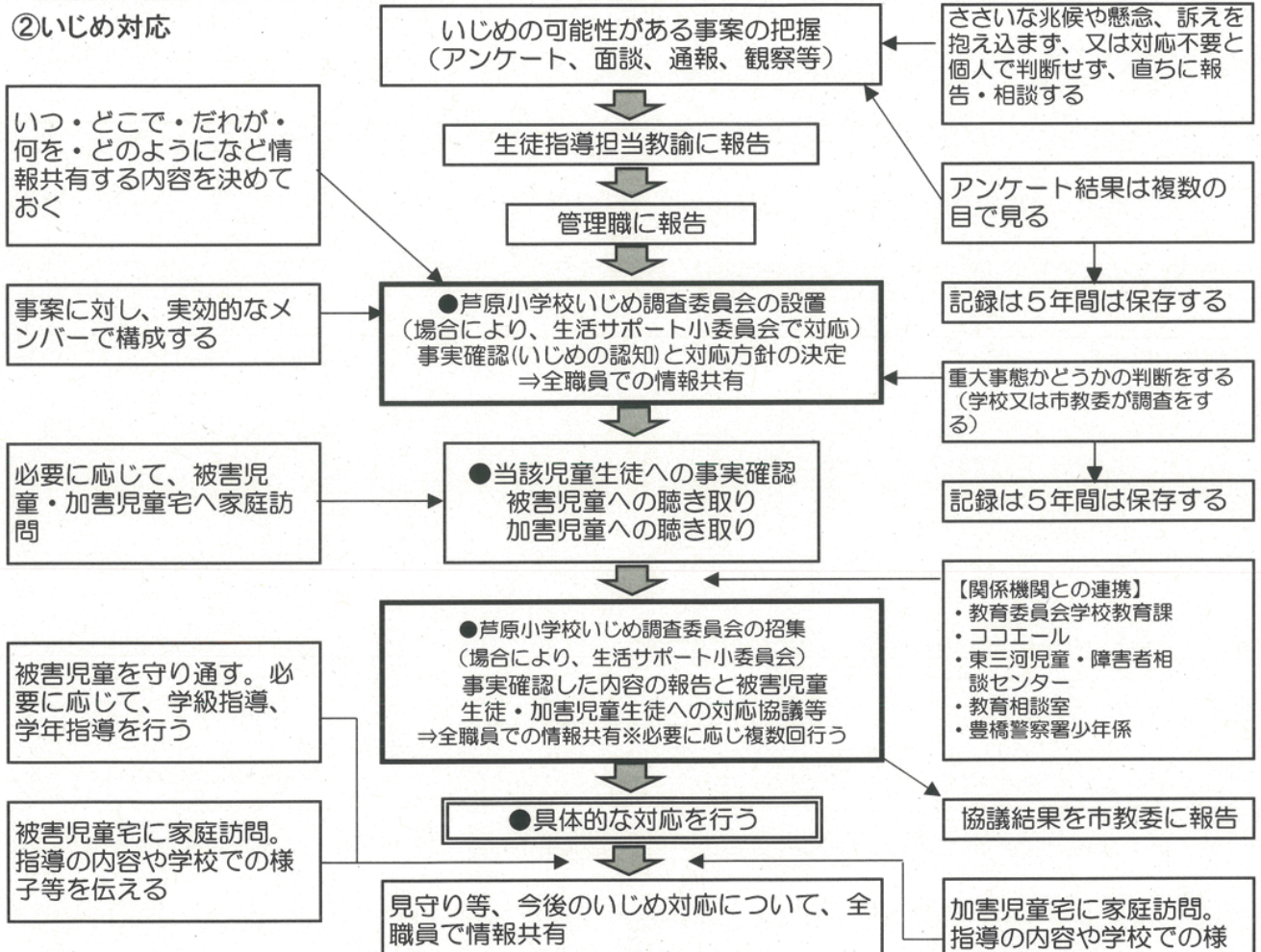
## 6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。生徒指導リーフレットを活用し、いじめについての研修をする。
- (2) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。

①いじめの発見



②いじめ対応



③事後対応



【いじめ解消の判断】 少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある

- いじめに係る行為が止んでいること(インターネットを含む)。  
止んでいる状態が相当期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。  
被害児童本人及びその保護者に対し面談等により確認する。

## 【重大事態発生時の調査対応図】

